令和８年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市上田東町１番17―102号
債務者　宮城　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０９号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目16番13号
債務者　松下　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目７番１―201号
債務者　吉村　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１９０号
兵庫県明石市硯町２丁目３番13―402号
債務者　大堀　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
兵庫県明石市二見町東二見488番地の２　県営明石東二見第２高層住宅１―302号
債務者　岡田　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２号
島根県益田市横田町2000番地２（302）ユーミー横田
債務者　大庭　寛子（旧姓　田村）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１７号
島根県益田市かもしま西町４番地１（Ｂ―104）アージュ　ベル　Ｂ
債務者　盛崎　梨南
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第８１５号
広島市東区中山中町16番21―102号　メゾンあきＡ棟
債務者　小野　納都子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５５号
広島市西区大芝３丁目14番14―1002号
債務者　喜多村智子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２２号
千葉市稲毛区小仲台９丁目６番18号
債務者　後藤　仙彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５００号
千葉県市川市菅野１丁目23番20号　（コーポマキ101号）
債務者　加藤信太郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０３号
千葉県市川市幸２丁目15番16―311号　（ローズガーデンＡ21）
債務者　山田　浩美こと　金浩美（キンホミ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３８号
千葉市中央区蘇我４丁目14番２－２号
債務者　北澤　亜希
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４９号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目15番地16　クラウド207
債務者　坂本　恭介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５１号
千葉県浦安市猫実１丁目８番１―102号　猫実第２市営住宅
債務者　亀井　利恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５４号
千葉県八千代市萱田町752番地６　藤代ハイツ２号室
債務者　児玉　和子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５６号
千葉県船橋市田喜野井６丁目18番３号　ビューシティ薬園台202号
債務者　土橋真菜美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６７号
千葉県市川市本塩24番14号　（メゾンケームＶ―201号）
債務者　大野　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係